

福島ロボットテストフィールド展示会出展事業 委託仕様書

1 事業目的

展示会の出展等を通して、福島ロボットテストフィールド（以下、「RTF」という。）ひいては福島イノベーション・コースト構想を広く周知すること、さらに、より多くのRTF利用者を呼び込むことを目的とする。

2 履行期間

契約日から令和8年12月28日（月）まで（全展示会終了から1か月後）とする。

3 事業内容

(1) 広報

出展に際し、新たな広報ツールの提案・作成すること。

(2) 展示会出展

上記作成した広報物、既存の広報資料等を使用し、以下の展示会にブース出展を行うこと。

また、ブース訪問者を増やすための広報も併せて行うこと。

なお、出展に係る申し込み手続きは公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構（以下「機構」という。）が行うものとする。

※ 各展示会の出展費用は本事業の経費に含まず、支払いは機構が行う。

【出展予定展示会】

ロボット・航空宇宙フェスタふくしま2026

（令和8年11月27日（金）、28日（土） 2日間 会場：ビックパレットふくしま）

出展規模：1小間（間口約3m×奥行約3m×高さ約2.4m）×6

出展目的：（1日目）企業や研究機関とのビジネスマッチング

（2日目）一般県民を対象としたロボットの社会受容性向上に向けた普及啓発

特記事項：6小間確保し、装飾等の作り込みを実施

操作補助スタッフを確保の上、原則として機構職員の補助なしで受託者がロボットの操作体験の運営を行うこと。

(3) (2)に係る出展・ブース運営・装飾・出展制作物等留意事項

ア 広報

展示ブース来場者の増に繋がる広報について自由に提案すること。

イ 装飾

(ア) 展示会出展に伴い、ブース装飾等を自由に提案すること。

(イ) 来客が立ち寄りやすい開放的な印象を持たせること。

(ウ) 装飾にRTFのエンブレム、ロゴ及びキャラクターを使用すること。

(エ) 装飾備品、照明機器の設営・撤去をすること。

ウ 運搬・設置

(ア) 次のもののRTF・展示会場間の往復運搬及び設置を行うものとする。

a 機構所有のジオラマ（約40cm×約60cm×約16cm）

b パンフレット等の配布物やパネル等の広告物

(イ) (ア)のほか、RTFが各展示会場に直送する荷物について受け取りを行うこと。

- (ウ) ジオラマ等のケース類については、ブースとは別の場所で保管すること（または同等の対応を施工業者と調整すること）。

エ 当日の対応

- (ア) 受付業務（出展内容の案内、ブース訪問者数の集計、来場者アンケート等）を行うこと。
- (イ) ブース内において来場者がロボット操縦を体験（2日目）できるほか、ロボットに関するクイズラリー（1日目・2日目）などの教育コンテンツを盛り込んだ企画を提案すること。
なお、ロボット操縦体験は1種以上実施することとし、かつ1種あたり2ヶ所以上の体験レーンを配置すること。
- (ウ) ロボット・航空宇宙フェスタふくしま2026に係るロボット操作体験ブースにおいては、操作体験用スタッフを最低2名常駐させること。
また、スタッフには来訪者に対する操作補助だけではなく、ロボットの充電、セッティング、来場者の列整理等の雑務も行わせること。
※ R T F職員2名以上を補助として配置することを想定しているが、原則として、受託者のみの対応で操作体験運営を行えるよう企画・運営を行うこと。
- (エ) 前号について、会期前に1度、R T F側からの操作講習を受講すること。
また、操作体験用スタッフが受講者とは別の者になる場合においては、受託者（受講者）から当該スタッフへ操作方法等を伝達すること。
※ 操作体験について、R T Fが提案する方法に必ずしも縛られるものではなく、安全面を考慮した上で、より斬新な提案を期待するものである。

特記事項：次のa～dについては機構で準備するが、提案を妨げるものではない。

- a 来場者アンケート（QRコードでの実施を想定）
- b ロボット操縦体験で使用する2ヶ所分のドローン（XR D-SOCCER SKYKICK）と操縦補助員
- c クイズラリーの設問と回答用紙（800部を想定）

(4) その他

ブース来訪者がよりR T Fに対する理解を深められるよう、ブース内において必要と考えられる措置等の独自提案を行うこと。

4 事業実施体制

- (1) 本事業に関わる責任者及び担当者については、事業開始前に書面にて報告すること。
なお、本事業の趣旨・内容を十分に理解し、かつ、業務遂行に必要な知識・能力・経験を有する要員を配置すること。
- (2) 工程管理を徹底するため、発注者との打合せを随時開催するように努めること。
- (3) 共同出展者がいる場合は、他出展者と密な連絡及び調整を行うこと。
- (4) 仕様に定めのない事項や定めた内容の解釈に疑義が生じたときは、双方協議の上決定すること。
ただし、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と考えられるものについては、本業務に含まれるものとする。

5 著作権等

- (1) 委託事業の実施に伴う著作権の権利は、原則、機構に帰属するものとする。（著作権法第27条及び28条の権利を含む。）
- (2) 受託者は、機構及び機構が指定する第3者に対して著作権人格権を行使しないものとする。

- (3) 印刷物、看板、サイン等において使用される素材等において、他者の著作権その他の権利が及ぶものの使用は可能な限り避けること。また、これらについて、使用する際には、権利者より事前に二次使用を含めた使用の許諾及び事後において権利の主張を行わない旨の許諾を得るものとする。
- (4) 作成物について第3者と紛争が生じたときは、受託者の責任と費用負担において解決すること。
- (5) 作成物について、必要に応じ、編集可能な形式（P S D、E P S形式ファイル等）の電子データも納品すること。

6 その他留意事項

展示会が中止もしくは延期となった場合、減額変更契約又は代替策としてノベルティ製作への予算流用等を行う可能性があることについて了解の上、参加すること。